

○ 農林漁業経営資本強化資金実施要綱（令和5年3月31日付け4経営第3160号農林水産事務次官依命通知）一部改正新旧対照表

（下線部は改正部分）

改正後	改正前
<p>（資金の内容等）</p> <p>第2 本資金の貸付金の使途、貸付対象者、貸付条件等は次に掲げるものであって、かつ、資本市場からの調達が困難なものに限るものとし、その詳細は、株式会社日本政策金融公庫（以下「公庫」という。）が別に定めるところによる。</p> <p>(1) 貸付金の使途</p> <p>ア・イ （略）</p> <p>ウ 農林業経営の維持安定のためにする次に掲げるもの（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第12条に規定する農業経営改善計画の認定を受けた者（以下「認定農業者」という。）又は林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法（昭和54年法律第51号）第3条に定める林業経営改善計画（以下「林業経営改善計画」という。）の認定を受けた者の行うものに限る。）</p> <p>(ア)・(イ) （略）</p> <p>(ウ) 社会的又は経済的環境の変化その他の農林業者の責めに帰すことができない事由により次に掲げるいずれかの経営状況（取引状況を含む。）になっている場合（aからiまでに掲げる場合にあつては、中長期的にみて、業況が回復し、かつ、発展することが見込まれる場合に限る。）の農林業経営の維持安定</p> <p>a～c （略）</p> <p>d 社会的な要因（農林業経営に著しい支障を及ぼすものとして、財務省大臣官房総括審議官及び農林水産省経営局長が株式会社日本政策金融公庫代表取締役総裁（以下「公庫総裁」という。）に指示したものに限り。以下同じ。）による一時的な農林産物価格の低下又は資材等（種苗、農薬、肥料、樹苗、燃油その他の農林業生産に</p>	<p>（資金の内容等）</p> <p>第2 本資金の貸付金の使途、貸付対象者、貸付条件等は次に掲げるものであって、かつ、資本市場からの調達が困難なものに限るものとし、その詳細は、株式会社日本政策金融公庫（以下「公庫」という。）が別に定めるところによる。</p> <p>(1) 貸付金の使途</p> <p>ア・イ （略）</p> <p>ウ 農林業経営の維持安定のためにする次に掲げるもの（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第12条に規定する農業経営改善計画の認定を受けた者（以下「認定農業者」という。）又は林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法（昭和54年法律第51号）第3条に定める林業経営改善計画（以下「林業経営改善計画」という。）の認定を受けた者の行うものに限る。）</p> <p>(ア)・(イ) （略）</p> <p>(ウ) 社会的又は経済的環境の変化その他の農林業者の責めに帰すことができない事由により次に掲げるいずれかの経営状況（取引状況を含む。）になっている場合（aからiまでに掲げる場合にあつては、中長期的にみて、業況が回復し、かつ、発展することが見込まれる場合に限る。）の農林業経営の維持安定</p> <p>a～c （略）</p> <p>d 社会的な要因（農林業経営に著しい支障を及ぼすものとして、農林水産省経営局長が株式会社日本政策金融公庫代表取締役総裁（以下「公庫総裁」という。）に指示したものに限り。以下同じ。）による一時的な農林産物価格の低下又は資材等（種苗、農薬、肥料、樹苗、燃油その他の農林業生産に必要なものをいう。以下同じ。）</p>

必要なものをいう。以下同じ。)の価格の高騰により資金繰りに著しい支障を来していること又は来すおそれがあること。

e (略)

f 感染症(感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第6条第1項に規定する感染症(新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)第2条第1号に規定する感染症又は農林業経営に著しい支障を及ぼすものとして、財務省大臣官房総括審議官及び農林水産省経営局長が公庫総裁に指示したものに限る。)をいう。)により資金繰りに著しい支障を来していること又は来すおそれがあること。

g～k (略)

エ～キ (略)

(2)～(10) (略)

の価格の高騰により資金繰りに著しい支障を来していること又は来すおそれがあること。

e (略)

f 感染症(感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第6条第1項に規定する感染症(新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)第2条第1号に規定する感染症又は農林業経営に著しい支障を及ぼすものとして、農林水産省経営局長が公庫総裁に指示したものに限る。)をいう。)により資金繰りに著しい支障を来していること又は来すおそれがあること。

g～k (略)

エ～キ (略)

(2)～(10) (略)

附 則 (令和6年3月29日5経営第3168号)

この通知は、令和6年4月1日から施行する。